



茨城県報

第 692 号

令和 8 年 (2026 年) 3 月 2 日

月 曜 日

目 次

規 則 ページ

(教 育 委 員 会)

- 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3

公 告

- 令和 8 年度前期技能検定実施公示 (産業人材育成課) …………… 3
- 令和 8 年度技能検定 (随時 2 級、随時 3 級及び基礎級) 実施公示 (産業人材育成課) …………… 7
- 令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行 (建築指導課) …………… 9

(教 育 委 員 会)

- 令和 8 年度実施茨城県公立学校教員選考試験の実施……………11
- 落札者等の公示……………48

規 則

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会規則第 2 号

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則 (令和 2 年茨城県教育委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

茨城県県立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する規則

第 1 条中「が正規の勤務時間 (条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。) 及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を行うことにより, 教育職員の健康及び福祉の確保を図り, もって学校教育の水準の維持向上に資するために」を「の業務量管理・健康確保措置に関し」に改める。

第 2 条第 1 項中「令和 2 年」を「令和 7 年」に、「第 1 号」を「第 114 号」に、「正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を「正規の勤務時間（条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。）」に改め、同条第 3 項中「業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために」を「業務量管理・健康確保措置に関し」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 3 号

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県県立学校授業料等徴収条例施行規則（昭和 51 年茨城県教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 1 号中「(当該年度に入学（編入学，転入学及び再入学を含む。以下この条において同じ。)又は復学した者に限る。）」を削り、同条第 2 項中「月の初日に入学」の次に「(編入学，転入学及び再入学を含む。）」を加える。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県教育委員会規則第 4 号

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

茨城県立高等学校等における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和 3 年茨城県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

茨城県告示第 117 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 3 月 2 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 平友部停車場線
- 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市平町字大沢1718番99から 笠間市平町字大沢1718番160まで	旧	メートル 最大 34.0 最小 12.7	メートル 143	
	新	最大 35.6 最小 14.8	143	現道拡幅

茨城県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和8年3月2日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月2日

茨城県知事 大井川 和彦

- 路線名 一般国道 354号
- 供用開始の区間 つくば市谷田部字漆1134番3地先から
つくば市谷田部字陣場2416番23地先まで
- 供用開始の期日 令和8年3月5日

公 告

●令和8年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和8年3月2日

茨城県知事 大井川 和彦

- 実施等級の区分
1級、2級、3級及び単一等級
- 試験の実施方法
実技試験及び学科試験
- 受検手数料、実施する検定職種、実施期日、実施場所等
(1) 実技試験
ア 受検手数料

令和8年4月1日時点の茨城県手数料徴収条例に定める金額とする。

※詳しくは、茨城県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

イ 実施する検定職種 (作業)

等級	検定職種 (作業)
1・2級	造園 (造園工事作業)、金属熱処理 (一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作作業)、非接触除去加工 (数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (曲げ板金作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト (コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業)、光学機器製造 (光学ガラス研磨作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、プラスチック成形 (射出成形作業、真空成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石張り作業、石積み作業)、酒造 (清酒製造作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、築炉 (築炉作業)、ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業)、畳製作 (畳製作作業)、防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、化学分析 (化学分析作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
3級	造園 (造園工事作業)、金属熱処理 (一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、シーケンス制御 (シーケンス制御作業)、化学分析 (化学分析作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)
単一等級	路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

ウ 実施期日

実技試験は、令和 8 年 6 月 10 日 (水) から令和 8 年 9 月 9 日 (水) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

オ 問題の公表

実技試験問題は、令和 8 年 6 月 3 日 (水) から茨城県職業能力開発協会において公表するとともに、受検申請者宛送付する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料

3,100円

イ 実施する検定職種 (作業) 及び実施期日

等級	検定職種 (作業)	実施期日
3 級	造園 (造園工事作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、シーケンス制御 (シーケンス制御作業)、化学分析 (化学分析作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	令和 8 年 7 月 12 日 (日)
3 級	金属熱処理 (一般熱処理、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)	令和 8 年 8 月 23 日 (日)
1・2 級	造園 (造園工事作業)、金属熱処理 (一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、光学機器製造 (光学ガラス研磨作業)、プラスチック成形 (射出成形作業、真空成形作業)、とび (とび作業)、築炉 (築炉作業)、防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP 防水工事作業)、化学分析 (化学分析作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)	令和 8 年 8 月 23 日 (日)
1・2 級	機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業、精密器具製作作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)、めっき (電気めっき作業)、ダイカスト (コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、左官 (左官作業)、畳製作 (畳製作作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)	令和 8 年 8 月 30 日 (日)
1・2 級	非接触除去加工 (数値制御彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業、レーザー加工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (曲げ板金作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)、電気機器組立て (変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石張り作業、石積み作業)、酒造 (清酒製造作業)、ブロック建築 (コンクリートブロック工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、表装 (壁装作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)	令和 8 年 9 月 6 日 (日)
単一等級	路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)	令和 8 年 9 月 6 日 (日)

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

エ 実技試験を在職者として受検する場合は、受検申請日（知事が指定する日をいう。）において雇用保険被保険者であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町864-4（茨城県職業人材育成センター内）

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

令和 8 年 4 月 6 日（月）から 4 月 17 日（金）まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会配布する。

なお、申請書の用紙等の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。ただし、実技試験に人数制限を設けている職種（作業）は、郵送による受付は行わない。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封すること。郵送による申請は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者の受検申請については、前記 3(1)イ及び(2)イに掲げる検定職種以外の職種（指定試験機関が実施する職種を除く。）についても受け付ける。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記 3(1)アに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を納付すること。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は不要とする。

また、納付した手数料は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

3級に係る者については、令和 8 年 8 月 28 日（金）に、その他の等級に係る者については、令和 8 年 10 月 2 日（金）に茨城県産業戦略部産業人材育成課のホームページ内に掲載する。

なお、合格者に対しては、書面により通知する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者で、3級に係る者については令和 8 年 8 月 28 日（金）以降に、その他の等級に係る者については令和 8 年 10 月 2 日（金）以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名、2級及び3級の技能検定合格者には茨城県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から技能検定合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647又は茨城県産業戦略部産業人材育成課（電話）

029-301-3656まで問い合わせること。



◎令和 8 年度技能検定 (随時 2 級、随時 3 級及び基礎級) 実施公示

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 実施する検定職種 (作業) 及び等級の区分

等級	検定職種 (作業)
随時 2 級 随時 3 級 基礎級	さく井 (パーカッション式さく井工事作業)、鋳造 (鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、金属プレス加工 (金属プレス作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、ダイカスト (コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造 (段ボール箱製造作業)、印刷 (オフセット印刷作業)、製本 (製本作業)、プラスチック成形 (圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業)、石材施工 (石材加工作業、石張り作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、築炉 (築炉作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)
随時 3 級 基礎級	ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業)、染色 (糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造 (丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業)、プラスチック成形 (インフレーション成形作業)、配管 (プラント配管作業)、内装仕上げ施工 (カーペット系床仕上げ工事作業)、ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業)

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料、実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 18,200円

イ 実施期日

実技試験は、令和 8 年 4 月 1 日 (水) から令和 9 年 3 月 31 日 (水) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

学科試験は、令和 8 年 4 月 1 日 (水) から令和 9 年 3 月 31 日 (水) までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町864-4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙は、茨城県職業能力開発協会配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会 (電話) 029-221-8647まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (18,200円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を納付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

随時 2 級、随時 3 級及び基礎級の技能検定合格者には、茨城県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から随時 2 級及び随時 3 級の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

随時 2 級、随時 3 級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「修得技能等の評価」に活用される。

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647又は茨城県産業戦略部産業人材育成課（電話）029-301-3656まで問い合わせること。

~~~~~

◎令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 13 条の規定により、令和 8 年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第 15 条の 6 第 1 項に規定する茨城県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和 8 年 3 月 2 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 二級建築士試験の試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

令和 8 年 7 月 5 日 (日)

学科Ⅰ (建築計画) 及び 学科Ⅱ (建築法規) 10:15~13:15 (3時間)

学科Ⅲ (建築構造) 及び 学科Ⅳ (建築施工) 14:20~17:20 (3時間)

(2) 「設計製図の試験」

令和 8 年 9 月 13 日 (日) 11:00~16:00 (5時間)

2 木造建築士試験の試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

令和 8 年 7 月 26 日 (日)

学科Ⅰ (建築計画) 及び 学科Ⅱ (建築法規) 10:15~13:15 (3時間)

学科Ⅲ (建築構造) 及び 学科Ⅳ (建築施工) 14:20~17:20 (3時間)

(2) 「設計製図の試験」

令和 8 年 10 月 11 日 (日) 11:00~16:00 (5時間)

3 二級建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

(2) 「設計製図の試験」

水戸啓明高等学校

水戸市千波町 464

4 木造建築士試験の試験場

(1) 「学科の試験」

茨城県立水戸工業高等学校

水戸市元吉田町 1101

(2) 「設計製図の試験」

茨城県立水戸工業高等学校

水戸市元吉田町 1101